建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十二年十月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　処分をした年月日

平成二十二年九月二十一日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社あるぼーる

桜井市大字粟殿三五五番地

代表取締役　平田　善彦

奈良県知事許可（般ー一七）第八八三八号

三　処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1　停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

注1　「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

2　期間

平成二十二年十月六日から同月十二日までの七日間

四　処分の原因となった事実

株式会社あるぼーるは、平成二十一年十二月に請け負った建築一式工事において、建築工事業に関する特定建設業の許可を受けることなく、建設業法第三条第一項第二

号の政令で定める金額以上で下請契約を締結した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。